

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当該休日は、翌日がと日)

平成十一年十二月三日

鳥取県知事 片山善博

目次

- 一 申請のあつた年月日
平成十一年十一月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人グリーンハット
- 三 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
遠山征雄
- 四 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市本町二丁目二〇八アイシンマンション一〇〇一号
- 五 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、世界の乾燥地、半乾燥地に対して、植林等沙漠緑化に関する事業を行ない、地球環境の保全と地球規模の食糧危機の回避などの諸問題に寄与することを目的とする。

告示

鳥取県告示第七百五十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十一年十二月三日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県告示第七百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十一年十二月三日

鳥取県知事 片山善博

特定非営利活動促進法第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第十号及び第十一号に掲げる書類は、平成十二年一月二十四日までの間、鳥取県生活環境部県民生活課において公衆の縦覧に供する。

一 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡北条町松神字前西原五九二、字高浜一二〇五の二四〇、一二〇五の二四六、一二〇五の六二九、一二〇五の六三五、字大平一〇三七の二、一〇三八の一、一〇四

二の二、字沖浜一〇五九の一、字西灘山一二六七の一、字鷺取五一二、字日本陰一〇八九の三

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第七百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十一年十二月三日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市富益町字新開堀一の三・三の二二・字新開堀三の一（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百五十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年十二月三日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字下蚊屋字箸建五の二七・大字助沢字向ヒナ平四五八の四から四五八の六まで・字川平四九三の一四・四九三の一五・字向山四四の二四（以上七筆国有

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第七百五十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年十二月三日

鳥取県知事 片 山 善 博

林。)、四四の一七か八四四の一一九九。

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七百五十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第四十九号）第二十九条第一項の規定に基くも、

曰吉津村今吉土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定によつて次のとおり告示する。

平成十一年十一月一日

雜報

平成11年10月17日に実施した鳥取県知事の委任に係る平成11年度宅地建物取引主任者資格試験の合格者は、次のとおりである。

平成11年12月3日

財団法人不動産適正取引推進機構 理事長 河野正三

川上 和彦	藤井 將人	白 岩 裕	己 滨 智
田 喜 明	田 中 浩	平 太 田	松 本 浩
子 健	根 慶 子	太 冲 福	本 木 卓
尼 浅 長	昭 弘 昌	田 冲 福	門 志 哲
谷 谷	桂 子	後 隆	木 門 戒
上 福 新	明 惠	崎 孝	高 猛
福 田 本	樹 子	卓 伸	谷 岡 猛
新 大 川 宮 山	順 朝	和 善	岡 口 陽
大 川 宮 山	俊 也	治 改	福 上 陽
木 谷	苗 子	也 道	森 畑
木 谷	誠 昭	收 誠	岡 信
薄 井	浩 明	誠 树	栗 信
井 手	加 穂 里	雄 厚	小 百 合
添 同	明 敏	谷 谷	和 子
岩 正		烟 谷	原 田
正 厚		谷 田	田 壽
雄 雄		田 岩	裕
谷 谷		田 岩	子
熊 谷		田 岩	
谷 谷		田 岩	
厚 谷		田 岩	
雄 雄		田 岩	
裕 谷		田 岩	
子		田 岩	

西伯郡曰吉津村大字曰吉津八七一—一五 曰吉津村役場内
四 設立認可の年月日 平成二年三月二十一日
五 事業年度
四月一日から翌年三月二十一日まで
六 公告の方法
事務所の掲示場及び施行地区周辺の曰吉津村の掲示場に掲示して行へ。

平成11年12月3日 金曜日

鳥 取 県 公 報

第7136号 4

石 芽 本 田
茅 博 裕 介
破 宏 之 論

伊 達 慶二郎
松 重 直
西 尾 和 美
坂 部 雅
吉 村 博
原 康 弘
竹 原 優
川 上 敏
村 坂 美
原 弘 美
上 優 美
敏 坂 美
彦 坂 美

夫 友 彦